

伊佐市農業委員会第5回総会議事録

1. 開催日時 平成27年8月20日(木) 午前8時57分から10時22分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室

3. 出席委員 (19人)

会 長 21番委員

委 員 1番委員 2番委員

3番委員 4番委員

5番委員 6番委員

8番委員 9番委員

10番委員 11番委員

12番委員 13番委員

14番委員 15番委員

16番委員 17番委員

18番委員 19番委員

4. 欠席委員 (1人)

欠席者 20番委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

19番委員 1番委員

第2 第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外・編入)申出」の意見決定について

第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

第6号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長

農地振興係書記

農地振興係長

農地振興係書記

【開始時間 午前8時57分】

事務局 長 おはようございます。只今より、平成27年度第5回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

議 長 皆さんおはようございます。
今日は、20番委員から体調不良のためという理由で欠席届が出されております。
欠席者1名です。出席者は19名で、総会は成立します。
議事録署名者を、私の方から指名させていただきます。
19番委員と1番委員にお願いします。

————— 諸般報告 —————

議 長 事務局より、諸般の報告1番、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告2番農地の利用目的変更についてそれぞれの報告を求めます。

事務局 報告 農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、ご報告いたします。
資料の1～4ページになります。
農地法による合意解約3件、農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が13件、ありましたのでご報告致します。

事務局 それでは、資料5ページをお開きください。報告第2号農地利用目的変更届けにつきまして、去る6日に事務局で現地調査を行いましたのでご報告申し上げます。
整理番号1番の申請者は、伊佐市大口山野に居住されておりますTSさん66歳で自治会は停車場であります。申請地は伊佐市大口里字五反田3089番1の地目は田、地積は274㎡で申請地の所在地は、伊佐市役所大口庁舎より北側へ400mの場所に位置し、4、5年前より休耕田として管理してあります。当該農地は周囲が畑や宅地等のため水利がなく日照条件も悪く農作物も育ちにくく収穫量も見込めないこと等により、捨土を利用し埋立てを行い畑として野菜等を作り管理したいとのことでした。今後、田として管理は難しく遊休農地対策及び農地の有効利用としても本届け出は適切であると思われまことを報告いたします。以上報告を終わります。ご審議方よろしく申し上げます。以上です。

議 長 報告が終わりました。委員の皆さん質問はございませんか。

(なしという声あり。)

なしということでございますので、議案の審議に入ります。

————— 議案第1号 —————

議 長 議案第1号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について提案します。

事務局の報告を求めます。

事 務 局 議案第1号、「農業経営基盤強化促進法農地利用集積計画」に係る意見決定のうち利用権設定につきまして説明いたします。

14ページの総括表をお開きください。

期間は、3年から10年で面積は田160,154㎡、畑24,960㎡、果樹地1,170㎡の合計186,284㎡です。

利用権の設定をする者の数37人、設定を受ける者の数24人です。

土地の明細につきましては、6ページから13ページの整理番号1番から37番のとおりです。

皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 只今、事務局の報告が終わりました。

委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますのでお諮りします。

議案第1号の意見決定について、事務局の報告のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。

よって、議案第1号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見が決定しました。

————— 議案第2号 —————

議	長	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について提案します。</p> <p>整理番号1番について担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>8番委員お願いします。</p>
8番委員		<p>農地法第3条の規定による許可申請の整理番号1番につきましては申請人の都合により取下げをいたしました。ご報告いたします。</p>
議	長	<p>8番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん質問はございますか。</p> <p>(「なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>取下げということで決定してよろしいですか？</p> <p>(「はい」という声、多数あり。)</p> <p>挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって、1番は取消ということで決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号2番について担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>13番委員お願いします。</p>
13番委員		<p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について整理番号2番について、8月13日、申請人立会いのもと調査しましたので13番が報告します。</p> <p>申請人のNKさん51歳は、伊佐市大口目丸に居住され、自治会は中目丸です。本人の経営面積は19,781㎡です。申請地は大口目丸字高田48田1,240㎡を父親から贈与で取得されます。耕作意欲はあり、また農機具等は自己所有されており、農地法第3条の適格者であると同時に農地の取得につきましても何ら問題はないと判断しました。委任状も出されております。ご審議方よろしく願いしまして、わたしの報告を終わります。</p>
議	長	<p>13番委員の調査報告が終わりました。</p>

		委員の皆さんご意見、質問はございませんか。 （「なし」という声、多数あり。）
議	長	なしということですので、お諮りいたします。 1 3 番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議	長	全員挙手。 よって、整理番号 2 番は許可が決定しました。
議	長	整理番号 3 番について、担当委員の調査報告を求めます。 3 番委員お願いします。
3 番 委 員		議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号 3 番につきまして、去る 8 月 1 7 日申請人 K Y さん代理人 T 行政書士立会いのもと現地調査を行いましたので 3 番が報告いたします。 申請人の K Y さんは伊佐市大口上町に居住され自治会は上八坂中央で年齢は 7 3 歳であります。譲渡人 K M さんは大阪市都島区友渕町にお住まいであります。申請地は大口大田字川島 2 3 3 2 番地 7 3 で田、面積 1, 9 6 9 m ² で譲渡人は兄弟の奥さんであり贈与であります。申請人の経営面積は 8, 1 5 5 m ² で取得可能面積であります。農業従事者は 4 名で通作距離は約 1 k m ぐらいで、現況は良く管理された田んぼで、今まで K Y さんが耕作されていたものであります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。以上のような理由により当申請は農地法第 3 条 2 項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付資料として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いしまして私の報告を終わります。
議	長	3 番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さんご意見、質問はございませんか。 （「なし」という声、多数あり。）
議	長	なしということですので、お諮りいたします。 3 番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成委員の挙手を求めます。

		(全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって、整理番号3番は許可が決定しました。
議	長	整理番号4番について担当委員の調査報告を求めます。 13番委員お願いします。
13番委員		議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号4番について、申請人Nさん立会いのもと8月9日調査しましたので、13番が報告いたします。申請人、NTさん56歳は、伊佐市大口木ノ氏に居住され自治会は陣之尾です。経営面積は15,878㎡農業と建設業を営まれております。申請地は、大口木ノ氏字乳母ヶ迫1278-3畑と大口木ノ氏字乳母ヶ迫1278-5畑、合計2,680㎡です。この場所は高熊温泉の近くでいまは更地になっておりました。渡人のNKさん86歳は高齢のためNさんに売買されるものです。Nさんは申請地にオリーブを植えられるとのこと。農機具等は全て自己所有されており、農地法第3条の適格者であると同時に農地の取得につきましては何ら問題はないと判断しましたので許可して下さるようお願いいたします。私の報告を終わります。ご審議方よろしく申し上げます。
議	長	13番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 13番委員の報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号4番は、許可が決定しました。
議	長	整理番号5番について、担当委員の調査報告を求めます。 11番委員お願いします。

- 1 1 番委員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号5番について、去る8月10日に現地調査を行いましたので11番が報告いたします。申請人HKさんは伊佐市菱刈荒田に居住され自治会は荒田下で年齢は60歳です。渡人MTさんは伊佐市大口下殿に居住され自治会は上ノ馬場上で年齢は87歳です。申請地は、伊佐市菱刈前目字東水流5313-2で地目は田地積は1,363㎡で贈与であります。受人の経営面積は4,589㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は2名で自宅から通作距離は約1kmぐらいで、現況は水稻が作付され良く管理された水田であります。経営意欲はあり、農機具等は管理されております。
- 以上のような理由により当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類としまして、全部事項証明書、字図等が添付されていまます。
- 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、報告を終わります。
- 議 長 11番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。
(「なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございまますので、お諮りしまます。
整理番号5番について11番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めまます。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号5番は、許可が決定しまました。
- 議 長 整理番号6番について、担当委員の調査報告を求めまます。
16番委員お願いいまます。
- 1 6 番委員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号6番につきまして、去る8月17日、Sさんの母立会いのもと現地調査を行いましたので16番が報告いたします。申請地は大口下殿字吹田680-1地目は田、地積は585㎡であります。今回売買による取得であります。また、取得される南側もYさんの水田が3反分ぐらい隣接しておりました。受人の経営面積は、6,116㎡で取得可能面積であります。農業従事者は母と2名で通作距離は300mぐらいで現況は

受人が作付けされておりました。経営意欲もあり農機具等も委託かリース等対応したいとのことでございました。以上のような理由により当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類といたしまして、全部事項証明書、字図等が添付されておりました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、16番の報告を終わります。

議 長 16番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
16番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号6番は、許可が決定しました。

議 長 整理番号7番について、担当委員の調査報告を求めまます。
19番委員お願いしまます。

19番委員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号7番について、去る8月18日、現地調査を行いましたので19番が報告いたしまます。申請人IYさんは伊佐市大口針持に居住され年齢は66歳で自治会は深川です。渡人NYさんは伊佐市大口平出水に居住され年齢は35歳、自治会は平出水中央です。申請地は伊佐市大口針持字轡口2979-22で、地目は畑、地積は940㎡所有権移転売買です。受人の経営面積は29,038㎡取得可能面積です。農業従事者は1名で通作距離は自宅より約40mぐらい、現在Iさんが耕作され良く管理されておりました。経営意欲はあり農機具も完備されておりました。以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として、全部事項証明書、字図、委任状等が添付されておりました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、報告を終わります。

議 長 19番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はご

ございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議

長

なしということですので、お諮りします。

19番委員の報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議

長

全員挙手。

よって整理番号7番は、許可が決定しました

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について申請件数7件について6件の許可、1件の取下げが決定しました。

————— 議案第3号 —————

議

長

議案第3号農業振興地域整備計画の一部変更、(除外・編入)の申出の意見決定について提案します。

議

長

整理番号1番、2番について担当委員の調査報告を求めます。16番委員お願いします。

16番委員

議案第3号農業振興地域整備計画の一部変更、除外申出の意見決定のうち整理番号1番につきまして16番、5番、会長の共同調査によりまして調査いたしましたので16番が報告いたします。申請者、TNさんは伊佐市菱刈荒田に居住されております。申請所在地は伊佐市大口宮人字太郎迫1736-49で地目は畑、地積は6,627㎡で今回農振除外申請するものであります。申請地は現在、山林化しており除外後非農地申請されます。山林化した理由は、高齢になったのと旦那さんが亡くなったあとそのまま放置しており山林化したとのございました。まあ、畑には石が大小様々転がっており、畑としては耕作不能になったということのございました。今回の申請に至ったとのござであり、今後は山林として転用管理していきたいとのござでした。放置後、クヌギ等が生えておりましてこの中には植林予定と書いてございましたが、植林計画は出ておらずクヌギ等が15年生ぐらいのが立っておりまして、もう大分荒れておりました。添付書類として、農用地利用計画変更申出書、委任状、現地写真、全部事項証明書等が添付されております。以上のよ

		うな理由により3人で協議した結果やむを得ないのじゃないかということ で判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をお願いいたしま して報告を終わります。
議	長	只今1番について16番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 〔なし〕という声、多数あり。〕
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 整理番号1番について除外の意見は16番委員の調査報告のとおり、 決定していることに賛成の委員の挙手を求めます。 〔全員挙手〕
議	長	全員挙手。 よって1番は、意見が決定しました。
議	長	2番について同じく16番に委員をお願いします。
16番委員		議案第3号農業振興地域整備計画の一部変更、編入申出の意見決定の うち整理番号2番につきまして去る8月15日、会長、5番委員、16 番委員、それと申請者の息子さんのIKさん立会いのもと共同調査をい たしましたので16番が報告いたします。申請人IMさんは申請者伊佐 市大口宮人に居住され年齢は83歳であります。申請地は伊佐市大口宮 人字札木1373番地42で地目は畑、地積は209㎡であります。今 回、農業農振地編入の申出ですが隣接地に牛舎、堆肥舎を建設される計 画で、議案第4号でも出てくるのですが 包括的に農地として有効な活用をするために今回編入するものであ ります。隣接地は平成27年3月31日受付で農振地編入されておしま す。3人で話し合った結果、編入はやむを得ないと判断いたしました。 添付書類として、全部事項証明書、農用地利用計画変更申出書、字図、 現地写真等が添付されております。委員の皆様方のご審議をお願いいた しまして報告を終わります。
議	長	16番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 〔なし〕という声、多数あり。〕
議	長	なしということでございますので、お諮りします。

16番委員の調査報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議

長

全員挙手。

よって整理番号2番は、農振編入の意見が決定しました。

議案第3号は、申請件数2件の、除外1件、編入1件それぞれの意見が決定しました。

————— 議案第4号 —————

議

長

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について提案します。

整理番号1番について担当委員の調査報告を求めます。

4番委員お願いします。

4番委員

議案第4号農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてのうち、整理番号1番について、去る8月17日11番委員、19番委員と私4番委員で、申請人HHさん立会いのもと共同調査をいたしましたので4番が報告いたします。申請人HHさんは伊佐市大口鳥巢に居住され、生産牛40頭近くを飼育されている農家で、年齢が55歳で自治会は園田であります。申請地の所在地は伊佐市大口鳥巢字大丸1869-4で地目は畑ですが現況は不耕作地でその家の通路のために25㎡であります。申請地は県道湯出大口線に沿って用水路がある訳ですが、その南側に位置しています。転用目的は、建物の建て替え進捗工事のための通路を取るためのもので周囲に与える影響はないと思われます。添付書類として土地の全部事項証明書、配置図、字図、平面図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、委任状が提出されています。調査の結果、この申請について3人の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で私の報告を終わります。

議

長

4番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議	長	なしということでございますので、お諮りします。 4番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号1番は、4番委員の報告のとおり意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。
議	長	整理番号2番について、担当委員の調査報告を求めます。 6番委員お願いします。
6番委員		議案第4号農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号2番につきましては、6番が報告いたします。申請人KTさん、伊佐市大口平出水に居住の84歳です。自治会は平出水中央です。この案件につきましては今回の申請地に植林をしたいということで、2、3か月前より高齢と周りが山林化されておりどのようにしたらよいかということで事務局に相談があったそうです。事務局より私6番委員に現地の確認の要請があり先月7月総会終了後山野地区の委員であります2番委員、9番委員と3人で現地の確認に行きました。現地の状況は判断の結果、周囲は宅地があるため、隣接の2人分の同意書が得られれば許可の方向で良いのではないかと判断し、事務局に連絡いたしました。現地は伊佐市立平出水小学校より北へ1kmぐらいに位置しています。北側がクヌギ、植林、西側が原野、東側は山林、南側が畑、申請地は大口平出水千里原1099番地の畑で面積の1,144㎡、植林をする予定で今回申請されました。3人の協議の結果、同意書が得られれば許可の方向でよいのではないかと判断いたしました。本日皆様方の審議をよろしく願いいたしまして私の報告を終わります。
議	長	6番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「はい」という声あり。)
16番委員		申請人の住所の番地ですけれども、総会資料では1300番地となっておりますけれども、1200番地とおっしゃったような気がしたのですが、どちらが正しいのでしょうか。

- 6 番 委 員 私の報告の間違いでした。1300番地です。
- 1 6 番 委 員 分かりました。同意書が得られればということなのですが、その同意書まだ得られては無いのですか。隣接地の同意書を得られればということだったのですが。まだ相談には行ってらっしゃらないのですか。得られていないのですか同意書は。
- 6 番 委 員 同意を得ております。
- 議 長 はっきりしてください。同意を得ているのか、得ていないのか。同意書を貰ってきているのか。
- 6 番 委 員 同意書は添付されております。
- 議 長 同意書は添付されているそうです。
- 6 番 委 員 他、何かありますか？
 (「なし」という声多数)
- 議 長 なかったら6番委員の調査報告のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
 (全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
 よって整理番号2番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。
- 議 長 整理番号3番について、9委員の報告を求めます。
- 9 番 委 員 議案第4号農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち整理番号の3番について去る8月17日2番委員さん6番委員さんと私9番委員で申請人MSさん立会いのもと共同調査をいたしましたので9番が報告いたします。申請人MSさんは伊佐市大口小木原に居住され年齢は33歳です。自治会は小木原上です。申請地の所在地は大口小木原字熊ヶ迫645-8地目は畑、地積は1,796㎡であります。農地区分は農用地区域内農地となっており転用目的は牛舎、及び農業用資材置き場であります。申請地は下牛尾自治会の集会所より北へ1kmぐらいのところに位置し、北側は宅地、西側

は道路を挟んで田、南側は申請人の住宅、東側は牛舎となっております。また、周囲の住宅地には承諾も得てあり、印鑑をいただいております。ことで現在の牛舎では手狭になるため今回の申請地に建設したいとこのことです。添付書類といたしまして、字図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、全部事項証明書、配置図、平面図、位置図、施設等設置に関する契約書、農地転用に伴う資金調達計画について等など、書類が提出されております。調査の結果この申請については3名の調査委員の意見において適切であると判断しましたが委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして私の報告を終わります。

議 長 9番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
〔なし〕という声、多数あり。〕

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
9番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議 長 全員挙手。
よって整理番号3番は意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 整理番号4番について、担当委員の調査報告を求めます。
5番委員お願いします。

5 番 委 員 議案第4号農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について整理番号4番につきまして去る15日申請人IKさん立会いのもと、会長、16番委員、私5番委員において共同調査を行いましたので5番が報告いたします。申請人のIKさんは伊佐市大口宮人に居住され、自治会は宮人、年齢は64歳であります。申請地は大口宮人字札木1373-53、の外2筆で地目は畑と田んぼで各筆の地積は3,242㎡で現況は埋め立てられており、良く管理された農地であります。農地区分は農用地区域内農地で都市計画区域外となっております。申請地の所在地は壹岐清次宅畜舎の内側の高土手の上に位置し、周囲の状況は東側が山林の他は、市道に囲まれた状態でございます。

ます。転用目的は牛舎、堆肥舎、農業用資材置き場を建築するものであります。これは国、県の畜産再編総合整備事業を利用し規模拡大するものであり、その内容は現在十数頭の生産牛を50頭に増頭する計画でございます。肉用牛生産において発生する糞尿につきましては、日本は牛舎の敷材、おが屑に吸着させ糞と堆肥舎で処理するというで周囲に与える影響はないものと思われます。近くに数件の人家がありますので公害には細心の注意を払うようお願いをしたところでございます。資金調達につきましては補助金及び日本政策金融公庫からの融資のため、問題はないものと思われます。添付書類といたしまして、全部事項証明書、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、農地転用に伴う資金調達計画、施設設置に関する契約書、平面図、位置図等が添付されています。以上のような理由により3人で協議いたしました結果、農地転用はやむを得ないものと判断をいたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

5番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
〔なし〕という声、多数あり。〕

議 長

なしということでございますので、お諮りします。
5番委員の調査報告のとおり、整理番号4番について意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議 長

全員挙手。
よって整理番号4番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

整理番号5番について、同じく5番委員お願ひします。

5 番 委 員

議案第4号農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち整理番号5番につきまして、去る15日IKさん立会いのもと、会長、16番委員、私5番委員において共同調査を行いましたので5番が報告いたします。申請人のIさんは伊佐市大口宮人に居住され、自治会は宮人で、年齢は83歳であります。申請地は大口宮人字札木1373-42で、地目は畑、地積は209㎡であります。農地区分は農用地区域内農地で都市計画区域外となっております。申請

地の所在地は I Kさんの畜舎の西側の高土手の私道沿いに位置し周囲の状況は北側は道路、東側は原野、南と西側は畑であります。転用目的は牛舎への通路であります。申請地の隣接地に息子さんであります I Sさんが牛舎、堆肥舎等を建築するためその出入口の通路に利用するものでございます。転用目的は通路でありますので別に周囲に与える影響はないのと思われます。添付書類といたしまして、全部事項証明書、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、字図、位置図が添付されております。以上のような理由により、3人で協議いたしました結果農地転用はやむを得ないものと判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 5番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
5番委員の調査報告のとおり、整理番号5番について意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号5番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 議案第4号農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定については、申請件数5件、意見決定並びに許可及び諮問5件が決定しました。

————— 議案第5号 —————

議 長 議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について提案します。

議 長 整理番号1番について担当委員の調査報告を求めます。
11番委員。

11番委員 議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並び

に許可及び諮問決定のうち整理番号1番につきまして、去る8月17日申請人の父のSMさん立会いのもと、4番委員、19番委員、11番委員の3人で共同調査をいたしましたので11番が報告いたします。譲受人SKさんは伊佐市大口里にお住まいであります。自治会は中戸切でございます。渡人は伊佐市大口里にお住まいのSMさんで自治会は中戸切であります。親子関係であります。申請地の所在地は、伊佐市大口鳥巢字町759-4、地目は畑となっており、不耕作地でございます。地積は844㎡であります。本申請は所有権贈与で転用目的は太陽光発電施設であります。農地区分は第2種農地でその他の農地となっております。申請地の所在地は大口文化会館から北側へ約500mぐらいのところに位置しており南側は住宅東側は図面では山林となっておりますけれども、見晴らしのいい雑種地でございます。北側の方は現在太陽光が稼働している状態でした。西側は道路を隔てて住宅であり、周囲に与える影響はないと思われます。太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は182枚、パネル設置総面積が274.12㎡でパネル設置容量は49.5kwということでございました。添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、見積書、資金証明書、残高証明書、位置図、配置図、平面図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書等が提出されております。調査の結果、この申請については3名の調査委員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく申し上げます。

- 議 長 只今11番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
（「なし」という声、多数あり。）
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
11番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問の決定に賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。
- 議 長 整理番号2番について担当委員の調査報告を求めます。
8番委員申し上げます。

8 番 委 員

議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定の整理番号2番につきまして、去る17日申請人は熊本市にお住まいとのことで不在のもと、私8番と3番委員で現地調査を行ないましたので報告をいたします。申請人で譲受人は熊本市西区春日にお住まいのMYさん36歳譲渡人は伊佐市大口里にお住まいのKYさん80歳自治会は小水流です。申請地は伊佐市大口里字小水流1739-2で地目は田、地積は629㎡となっております。申請地の現況は田でありますが高齢となり最近では耕作されておられませんけれども、荒らさないよう管理されておりました。申請は所有権移転売買で転用目的は太陽光発電施設を建設されるものであります。農地区分は第2種農地のその他の農地該当されるものと思われま。農地の所在地は伊佐市のし尿処理施設より北へ約500mに位置しており、東側は住宅、南側は太陽光発電、西側、北側は住宅であり周囲に与える影響はないものと思われま。太陽光発電事業ですが、自己資金により設置されるものでパネル設置枚数は192枚、パネル設置総面積が約316.8㎡で太陽電池出力は約50kwとのことでした。添付資料といたしまして、土地の全部事項証明書、事業計画書、土地改良区の意見書、資金証明書、位置図、配置図、字図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、経済産業省の設備認定通知書、農地転用に関する契約書等が添付してあります。以上のようなことから農地法上、問題はないものであろうと思われま。皆様方のご審議をよろしくお願ひします。

議 長

只今8番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
〔なし〕という声、多数あり。〕

議 長

なしということございませぬので、お諮りします。
8番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めませぬ。

〔全員挙手〕

議 長

全員挙手。
よって整理番号2番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。
続いて3番について同じく8番委員お願ひします。

- 8 番 委 員 議案第 5 号農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定の整理番号 3 番につきまして、去る 17 日申請人の代理人で司法行政書士の O さん立会いのもと、私 8 番と 3 番委員で現地調査を行ないましたので報告いたします。申請人で譲受人は伊佐市大口里にお住まいの MH さん 30 歳、譲渡人は伊佐市大口里にお住まいの IH 80 歳自治会は里町であります。申請地は伊佐市大口里字竿境 2220-1 で大口簡易裁判所、南西約 300m に位置し、地目は田、地積は 391㎡であります。現況は、現在耕作はされておりましたが、荒らさないよう管理されておりました。申請地は所有権移転売買であり転用目的は住宅を建設されるものであります。住宅面積は 100.68㎡となっております。農地区分は第 3 種農地であります。申請地の東側、南側は住宅、西側は道路、北側は田であり周囲に与える影響はないものと思われました。添付資料といたしまして、土地の全部事項証明書、汚廃水処理確約書、資金証明書、位置図、建築設計図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、行政書士 O さんへの委任状などが添付してあります。以上のようなことから農地法上、問題はないものであろうと思われます。皆様方のご審議をよろしく願いまして報告を終わります。
- 議 長 只今 8 番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということですので、お諮りします。
8 番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号 3 番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。
- 議 長 続いて整理番号 4 番について担当委員の調査報告を求めます。
17 番委員お願いします。
- 17 番 委 員 議案第 5 号農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について整理番号 4 番について、8 月 17 日 10 番

委員、18番委員、私17番委員3名と、そして譲渡人であるSAさんの立会いもと、共同調査いたしましたので17番委員が報告いたします。譲受人は伊佐市大口里にお住まいのSSさんで自治会は元町実業自治会であります。譲渡人は伊佐市大口原田にお住まいのSAさんで自治会は国ノ十自治会であります。本申請は所有権移転で贈与、転用目的は宅地でございます。申請地の所在地は伊佐市大口原田字国ノ十2176-1、地目は畑、地積は839㎡であります。農地区分は第2種農地でありまして、農地の所在地はルミエール忠元から東南方面に約500mくらいの位置にありまして南側は住宅、東側は市道、北側は市道、西側は住宅であり、周囲に与える影響はないと思われます。しかし、この申請地が839㎡でございまして、一般住宅で申請されていらっしゃるわけですが、だいたい500㎡というような決まりがあるわけですが、この申請地は国ノ十の中心地で四差路になったところで地形が三角形になった、ちょっとややこしい、そういうことで839㎡のこの住宅として利用させていただきたいということで本人からの理由書が提出されておる訳でございます。ちょっと私が読んでみます。今回私は下記の土地につき農地法第5条の許可申請をしましたが、面積は839㎡です。一般住宅の敷地としては面積が若干広いのですが、この土地は地形が三角形に近く利用スペースが限られております。仮に500㎡を超える部分を畑として残しても周囲は全て宅地と道路ですので農地として利用価値がありません。このような状況ですのでよろしくお願いいたします。とすることで、SSさんからの理由書ということでここに提出してあります。委員3名で調査の時、話し合って500㎡というような土地ということでありましたが、現場を見たときに、だいたい宅地の床面積が115㎡とそれから、物置小屋と車庫で面積を合わせたときに、物置小屋と車庫で35.29坪ということになっております。委員としては三角形の宅地であるため、それから四差路と交差する市道でありまして木戸の入口、住宅の入口が現在のところから前の方に、南側の方になおさなければ住宅との関係が悪いものですから、そういうことでだいた農地が必要であろうと判断し、3人の委員ではやむを得ないということで839㎡を今回の総会で皆さんの承諾を得ようと現在報告したところでございます。それから、添付書類として土地の全部事項証明、配置図、字図、平面図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、資金証明書、理由書が提出されております。以上で書類の添付がありますが、この申請について3名の委員の意見において適切であるとの判断をしましたが委員の皆様方のご審議方をお願いいたします。以上で報告を終わります。

議	長	<p>只今17番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 （「なし」という声、多数あり。）</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。 17番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定 に賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）</p>
議	長	<p>全員挙手。 よって整理番号4番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しまし た。</p>
議	長	<p>続いて整理番号5番について担当委員の調査報告を求めます。 1番委員お願いします。</p>
1 番 委 員		<p>議案第5号の5番を報告いたします。農地法第5条の規定による許可 申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定、調査日は去る8月17日 です。調査員は12番、14番、1番で調査いたしました。立会いはK Hさんです。渡人住所出水市福ノ江町、氏名HHさんです。受人住所伊 佐市菱刈徳辺、お名前はKHさん、78歳、自治会は桜馬場です。申請 地は菱刈徳辺字小屋敷1504-1、地目は田、現況は駐車場となっ ており479㎡です。70年ぐらい前からトラックや製材所等でいろ いろと利用されているとのことでした。今回は所有権移転ということ です。農地は2種農地です。申請地所在地は徳辺の国道268号線信号より、 新川方面へ徳辺保育園より約80mぐらい北側です。東は住宅、西は亀 甲製材所の資材倉庫です。南は新川方向への県道の道路です。3名で協 議いたしまして許可相当と思います。添付書類といたしまして、字図、 5条申請書、全部事項証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約 書、始末書などが添付されております。3人で協議しましたところ、や むを得ないということとなりました。委員の皆様方のご審議をよろしく お願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>1番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 （「なし」という声、多数あり。）</p>

議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>1 番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号5番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議	長	<p>続いて整理番号6番について担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>10番委員お願いします。</p>
10番委員		<p>議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号6番につきまして10番より報告させていただきます。現地調査結果について、去る8月17日17委員、18委員と10番、共同調査をいたしました。立会人として、申請者より委託を受けている行政書士T氏が立会いのもと3名で現地調査を行いました。渡人諏訪馬場自治会で伊佐市大口里にお住まいのTA氏で養鶏所を経営されております。渡人は原田自治会で伊佐市大口原田に住まいのTEさんであります。本申請は、所有権移転の売買で転用目的は養鶏事業に伴う資材置き場とするものであります。申請地の所在地は伊佐市大口原田字先陣2334番で地目は畑です。申請地の現況であります。申請地は現在不耕作地で労力不足から10年以來耕作されておられません。地積は267㎡であります。農地区分は第1種農地であります。不許可の例外である集落接続施設に該当すると思われ。なお、養鶏場経営に必要な資材として鶏舎修理用資材、鶏糞処理資材等を置くことになるそうです。申請地の所在地はJA葬祭ルミエールから東側に50mに位置しており、周囲の状況は南側は今回申請したTさんの養鶏場であります。他は通路、水路であり、周囲に与える影響はないと思われ。添付書類として土地の全部事項証明書、位置図、字図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、資金証明書が提出されております。調査の結果、この申請について3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議をよろしく願います。以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>10番委員の報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p>

		(「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 10番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号6番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。
議	長	続いて整理番号7番について担当委員の調査報告を求めます。 19番委員お願いします。
19番委員		議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号7番につきまして、去る8月17日、申請人の代理人K行政書士立会いのもと、4番委員、11番委員、私19番委員の3人で共同調査をいたしましたので、私19番が報告いたします。譲受人は伊佐市大口里に事務所を置く、医療法人Kであります。譲渡人は、愛知県稲沢市東緑町にお住まいのYYさんです。申請地の所在地は伊佐市大口里字井出原453-1番及び隣接地の455番の2筆で地目は畑、地積は合計782㎡です。本申請は所有権移転売買で転用目的は駐車場と通路の建設であります。農地区分は第2種農地で都市計画区域外となっております。申請地の所在地は、松元病院より直線で南へ100mぐらいに位置していて、南側は2mぐらいの擁壁があり、その下は住宅地の通路兼駐車場、東側は駐車場と研修医の宿泊施設、北側は道路、西側は畑であります。周囲に与える影響はないと思われまます。添付書類として、字図、全部事項証明書、住宅地図、計画図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、法人の全部事項証明書、定款、委任状等が提出されております。調査の結果この申請については、3人の調査人の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	19番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)

議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>19番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号7番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号8番、9番については譲渡人、譲受人が同一人ですので一括して担当者の報告を求めます。</p> <p>18番委員お願いします。</p>
18番委員		<p>議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号8番、9番については譲受人並びに譲渡人が同一であり、関連がありますので一括して報告をいたします。去る8月17日、申請人の代理人である行政書士のK氏の立会いのもと、10委員、17委員、私18番の3人で共同調査をいたしました。18番が報告をいたします。譲受人は伊佐市大口篠原にお住まいの会社員TSさん38歳で自治会は大道であります。譲渡人は伊佐市大口元町にお住まいの自営業MKさん77歳で自治会は東元町であります。整理番号8番の申請地は大口中央中学校から南東に約500mの場所に位置し大口篠原字中川原254-6で地目は田、地積は452㎡で所有権移転売買であります。転用目的は一般住宅であります。東は田、西は水路、北は市道、南は田であります。排水計画は合併浄化槽を設置し施設水路へ放流するので問題ないと思われます。次に整理番号9番の申請地は大口篠原字中川原254-1、外1筆で地目は田、地積は合計99.74㎡で所有権移転売買、転用目的は通路であります。本申請は整理番号8番の一般住宅及び周囲の農地との共有道路として権利を2分の1ずつ設定するものであるため譲受人が2名になっております。両案件とも第1種農地ですが周囲に住宅が点在しているため不許可の例外である集落接続施設に該当すると思われます。添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、字図、被害防除計画書、及び契約書、資金証明書などが添付されております。調査の結果この2点については、3人の意見において適切であると判断致しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、報告を終わります。</p>

- 議 長 只今18番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
（「なし」という声、多数あり。）
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
18番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定
に賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号8番9番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定し
ました。
- 議 長 続いて整理番号10番、11番について担当委員の調査報告を求めま
す。
3番委員お願いします。
- 3 番 委 員 議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並び
に許可及び諮問決定について、整理番号10番、並びに11番について
2件について関連がありますので続けて報告させていただきます。去る
8月17日、申請人のGAさん代理人行政書士のTR氏、譲渡人TSさん
立会いのもと8番委員と共同調査をしましたので、3番が報告いたし
ます。譲受人GAさんは伊佐市大口牛尾、自治会は牛尾で34歳であり
ます。譲渡人TSさんは伊佐市大口小木原に居住され自治会は山野停車
場で66歳であります。本申請は所有権移転売買で転用目的は一般住
宅、宅地となっております。本申請の所在地は、伊佐市大口里字五反田
3089-5番、地目田、地積341㎡であります。農地区分は第3種
農地となっております。南側、東側、宅地、西側田んぼ、北側市道を挟
み宅地であり、周囲に与える影響はないものと思われま。整理番号1
1番は同じ字で3089-4番、地目田で、面積83㎡であります。宅
地の通路としての利用になっております。添付資料として、土地の全部
事項証明書、配置図、字図、平面図、事業計画書、被害防除計画書、被
害防除に関する誓約書、汚水処理確約書、資金証明書、土地改良の意見
書が提出されております。最後にこの土地は今年4月3条で許可され、
4月に移転登記されたものであります。その土地が今回売買されるもの
であります。これについては、理由書が添付してありますが、調査の結

果この申請について2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 3番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(挙手16番委員)

議 長 はい、16番委員。

16番委員 この整理番号の11番ですが、83㎡通路となっておりますが、この字図を見ますと、この狭い方が83㎡で通路となっておりますがこの通路の行き先はどこになっているのですかね。

3番委員 教会のところに通路がある通りに出ます。

事務局 いいですか。北側に宅地がありますが、1筆になっているのですが、宅地の西側が同じ面積で通路になっております。1筆になっている宅地の中に通路があり、そこに抜けるようになっております。

16番委員 分かりました。

議 長 よろしいですか、もう意見なしということで、3番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号10番11番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 議案第5号については、申請件数11件について意見の決定並びに許可及び諮問11件が決定しました。

————— 議案第6号 —————

議 長 議案第6号非農地証明願ひについて、整理番号1番について担当委員

の調査報告を求めます。

9番委員をお願いします。

9 番 委 員 議案第6号非農地証明願いについて整理番号1番につきまして去る8月17日、2番委員さん、6番委員さん、と私9番委員の3人で共同調査をいたしましたので9番委員が報告いたします。申請人は、伊佐市大口山野にお住まいのSHさんです。土地の所在地は大口湊辺字住吉155-1地目は畑、425㎡と外4筆計2,104㎡、大口湊辺字池ノ上289-2地目は田、地積は83㎡で、田畑合計6筆の合計2,187㎡であります。申請地の位置として平出水小学校より南側へ7~800m内の範囲内に位置しております。所在地は平成5年ぐらいから耕作しにくい場所だったために耕作していきなく、現在は山林化してしまい農地性は喪失していて、田の1筆は道路側ではありますが地形が三角になっており、トラクターが入ってもその場でぐるぐる回っているしかない形で水口はあることはあるのですが、田より水口が下にあり仕方ないのではと判断いたしました。また、道路拡張により地積も少なくなったとのことです。添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして私の報告を終わります。

議 長 9番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
〔なし〕という声、多数あり。〕

議 長 なしということですので、お諮りします。
9番委員の調査報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、報告の通り非農地として証明することが決定しました。

議 長 議案第6号非農地証明願いについては、1件の申請のうち1件を非農地として証明することが決定しました。

以上で議案は終了します。その他。

事務局

それでは、資料40ページの月例報告をいたします。

去る17日現地調査を一斉にしております。本日が第5回の農業委員会の総会ということで開催されました。26日は、8月の定例常任議員会議になります。それから、来月9月の行事予定です。3日と4日が、農業委員会の県外研修で熊本県内の方に研修に行きます。14日が現地調査です。18日が第6回の農業委員会の総会です。25日が9月の定例常任議員会議になっております。以上です。

事務局

それでは、平成27年度第5回農業委員会総会を終了します。

姿勢を正して下さい。

一同礼

お疲れ様でした。

【終了時間 午前10時22分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会

長

会

長

伊佐市農業委員

19番委員

伊佐市農業委員

1番委員